

議案第74号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により，茨城県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり一部変更することについて，同法第291条の11の規定により，議会の議決を求める。

平成24年8月31日

つくば市長 市原 健一

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）の一部を次のように変更する。

別表第2備考中「及び外国人登録原票」を削る。

付 則

この規約は，平成25年4月1日から施行する。